

品目		基準 1	基準 2
紙類	コピー用紙	総合評価値が 80 以上	 「グリーンマーク」  「国際エネルギースターロゴ」  のいずれかの認定製品
	印刷用紙(カラー用紙)	総合評価値が 80 以上	
	トイレトペーパー	古紙パルプ配合率 100%	
文房具	フラットファイル	表紙が古紙パルプ配合率 70%以上	
	パイプ式ファイル	主要材料が紙の場合、古紙パルプ配合率 70%以上	
	鉛筆	間伐材等の木材が使用されていること。	
	シャープペンシル	主要材料が再生プラスチックの場合、プラスチック重量の 40%以上 ポストコンシューマー材料からなる再生プラスチックの場合は 20%以上	
	シャープペンシル替芯	容器の再生プラスチック割合がプラスチック重量の 40%以上 ポストコンシューマー材料からなる再生プラスチックの場合は 20%以上	
	ボールペン	本体の再生プラスチック割合がプラスチック重量の 40%以上 ポストコンシューマー材料からなる再生プラスチックの場合は 20%以上	
	マーキングペン	本体の再生プラスチック割合がプラスチック重量の 40%以上 ポストコンシューマー材料からなる再生プラスチックの場合は 20%以上	
	スタンプ台	本体の再生プラスチック割合がプラスチック重量の 70%以上 ポストコンシューマー材料からなる再生プラスチックの場合は 35%以上	
	朱肉	本体の再生プラスチック割合がプラスチック重量の 70%以上 ポストコンシューマー材料からなる再生プラスチックの場合は 35%以上	
	消しゴム	巻紙の古紙パルプ配合率が 50%以上	
	のり(液状・澱粉・固形・テープ)	容器又はケースの再生プラスチック割合がプラスチック重量の 40%以上 ポストコンシューマー材料からなる再生プラスチックの場合は 20%以上	
	付箋紙	古紙パルプ配合率が 70%以上	
	インデックス	古紙パルプ配合率が 70%以上	
	タックラベル	古紙パルプ配合率が 70%以上	
	事務用修正具(テープ)	本体の再生プラスチック割合がプラスチック重量の 70%以上 ポストコンシューマー材料からなる再生プラスチックの場合は 35%以上	
	事務用修正具(液状)	容器の再生プラスチック割合がプラスチック重量の 40%以上 ポストコンシューマー材料からなる再生プラスチックの場合は 20%以上	
クラフトテープ	テープ基材が古紙パルプ配合率 40%以上		
事務用封筒	古紙パルプ配合率 40%以上		
OA 機器	コピー機(複合機等)	グリーン購入法に規定する「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」により定める特定調達品目等の判断基準に準じる	
	コンピューター		
	プリンター		
	ファクシミリ		
その他	作業服	グリーン購入法に規定する「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」により定める特定調達品目等の判断基準に準じる	
	消火器	消火薬剤の再生材料が重量比で 40%以上	
	蛍光管 (直管形 40 型蛍光管)	次のいずれかの要件を満たすこと。 高周波点灯専用形(Hf)であること。 ピットスタート形又はスター形である場合は、以下基準を満たすこと。 ア．エネルギー消費効率、ランプ効率で 85lm/W 以上であること。 イ．演色性は平均演色評価数 Ra が 80 以上であること。 ウ．管径は 32.5 (±1.5) mm 以下であること。 エ．水銀封入量は製品平均 10mg 以下であること。 オ．定格寿命は 10,000 時間以上であること。	
自動車 (特殊用途車除く)	グリーン購入法に規定する「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」により定める同条第 2 項第 2 号に規定する特定調達物品等の判断基準に準じる	  かつ  	

調達目標は 100%とする。

紙類については塗工されていないものが対象

パイプ式ファイルの商品名(例)ドッチファイル、チューブファイル等

自動車やコピー機等 OA 機器については購入のみではなく、新規リースも対象